

おひさ かわら版

No.123

平成 28 年 11 月

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



11月の予定

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3 文化の日	4	5
6	7	8	9	10 源泉徴収税 住民税	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 勤労感謝の日	24	25	26
27	28	29	30 社会保険料 固定資産税・国民健康保険税	1	2	3

雇用保険の適用拡大等について

～平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

適用要件に該当する 65 歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例

- 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合
⇒雇入れの時点から高年齢被保険者となります。雇用した日の属する月の翌月 10 日までに、取得届を提出する必要があります。
 - 平成 28 年 12 月末までに、65 歳以上の労働者を雇い入れ、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
⇒平成 29 年 1 月 1 日より高年齢被保険者となります。平成 29 年 3 月 31 日までに、取得届を提出する必要があります。
 - 平成 28 年 12 月末時点で、高年齢継続被保険者として雇用保険に加入しており、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
⇒届出を提出する必要はありません。
- ※いずれも雇用保険の適用条件に該当する労働者であることが条件になります。
- ・1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあること。
 - ・労働者や事業主の希望の有無にかかわらず要件に該当すれば強制適用となりますが、要件に該当しなくなった時点で喪失する必要があります。

労働保険料について

保険年度の初日（4 月 1 日）において、満 64 歳以上の被保険者について、雇用保険料は被保険者負担分及び事業主負担分ともに、平成 31 年度まで免除となります。

◆ 11 月 10 日

- ・源泉所得税、住民税
特別徴収税納付 10 月分

◆ 11 月 30 日

- ・社会保険料の納付
（健保・厚生年金） 10 月分
- ・固定資産税 4 期
- ・国民健康保険税 5 期

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 が送付されます

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告時に全額が社会保険料控除の対象になります。

11 月上旬に『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されます。

年末調整や確定申告の際に必要です。
大切に保管して置いて下さい。